保護者 各位

群馬県立太田高等学校校長 丸橋 覚

生徒に係る新型コロナワクチンの接種について

保護者の皆様には、平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウィルスワクチンの接種については、既に、多くの市町村で児童生徒への ワクチン接種券の配付が進められることと思われます。

ついては、ワクチン接種に係る対応について、下記のとおりまとめましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

記

- 1 ワクチン接種について
 - ワクチン接種に係る学校の対応は、以下のとおりである。
 - (1) ワクチンの接種は、強制ではなく、あくまで任意のものである。
 - (2) 学校における集団接種は実施しない。
 - (3) 新型コロナワクチン接種のために、生徒が授業に出席できない場合の扱いについては、以下のとおり
 - ① ワクチンの接種に係る理由により、授業日の一部に出席できない場合は、生徒に 不利益のないよう、遅刻や早退として扱わず、校長の判断で出席扱いとする。
 - ② ワクチンの接種に係る理由により、終日出席できない場合は、生徒に不利益のないよう、欠席として扱わず、校長の判断で出席停止とする。
 - ③ 予防接種後の副反応により出席できない場合は、出席停止とする。
- 2 ワクチン接種に関連した差別や偏見、いじめの防止について 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめが起 きることのないよう、生徒に指導する。
 - (1) ワクチンの接種は強制ではなく、あくまで任意のものであり、周囲にワクチンの接種を強制したり、同調圧力と受け取られたりするような言動は行わないこと。
 - (2) 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。
- 3 不安や悩みに関する相談について

新型コロナウイルスに関連した不安や悩みがある場合は、1人で抱え込まず、家族、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどに相談する。

【参考】生徒向け指導資料

- 〇ワクチンの接種はあくまで任意のもので、強制ではありません。 接種を受けるかどうかは、保護者とよく相談して決めましょう。
- 〇周囲にワクチンの接種を強制してはいけません。
- 〇身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人 や接種を望まない人もいます。また、その判断は尊重されるべきです。
- 〇ワクチンの接種希望の有無がわかるようなうわさ話などはしないようにしましょう。ワクチンを受けた・受けないということを理由とした差別的な 言動は決して許されないことです。

例:「ワクチン接種を受けないなんてあり得ない。」

「自分が感染したら、ワクチン接種を受けていない人のせいだ。」

「腕が赤く腫れているのは、ワクチンの副反応のせいだろう。近くに 寄るな。」 等

〇新型コロナウイルスに関連した不安や悩みがある場合は、1人で抱え込まず、友人、家族、担任の先生、養護教諭、スクールカウンセラーなどに相談しましょう。